

一、 労働者 一、二名

一、 労働の期間 昭和十二年九月二十三日（二日間）

一、 労働の場所 名古屋市中區向田町一〇〇

一、 労働の目的 高松製糖株式會社の労働者

一、 労働の経過 高松製糖株式會社の労働者

一、 労働の結果 労働者の要求

一、 労働の期間 昭和十二年九月二十三日（二日間）

一、 労働の場所 名古屋市中區向田町一〇〇

一、 労働の目的 高松製糖株式會社の労働者

一、 労働の経過 高松製糖株式會社の労働者

一、 労働の結果 労働者の要求

高松製糖株式會社古屋出張所

法人協調會名古屋出張所

一、 従業員数 五十八名（内女五名）

一、 労働概要 工場管理人排斥に端を發して争議化したるも、遂に工場管理人の解職を考慮することとして解決。

市江鍍金工場争議の件

一、 事業場名 市江鍍金工場

一、 所在地 名古屋市中區向田町一〇〇

一、 事業の種類 自轉車ハフ鍍金

一、 争議期間 昭和十二年九月十五日（三十四日間）

一、 参加者 一五名（内女一名）

一、 従業員数 一五名（内女一名）